

調査内容

I	調査地	千葉県柏市 人口 432,347人 面積 114.74km ² R5.2.1現在
	調査月日	令和5年1月26日(木)
	調査事件	オンラインによる委員会の開催について
	概要	<p>(1) オンライン会議導入の経緯について 令和2年2月に議会運営委員会で千葉県内市議会における先進市議会の視察を行った。同年4月に総務省通知により、新型コロナウイルス拡大防止のため、地方議会の委員会をオンラインにより開催することは差し支えない旨の見解が示された。同年8月には、委員会をオンラインで開催するためのハード面を整備し、タブレット端末の導入時期を早め、令和2年度中に導入することを決定した。同年9月には、オンラインで委員会を開催できるようにするための会議規則・委員会条例の改正を行い、令和3年3月定例会の本会議でのタブレット端末の使用を開始し、8月の議会運営委員会で初のオンライン委員会を開催した。以降、議会運営委員会では6回、常任委員会では11回のオンライン委員会を開催し、会議を行っている。</p> <p>(2) 導入に当たっての規則等の整備について 令和2年の9月に委員会をオンラインで開催できるようにするために、委員会条例及び会議規則を改正した。</p> <p>① 委員会条例改正の概要</p> <p>ア 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するため、または大規模な災害が発生したため、委員の委員会の開会場所への参集が困難な場合でオンライン会議システムを活用することが必要と認めるとき、オンライン会議システムを活用した委員会を開会することができる。</p> <p>イ 委員会の会議を開くための定足数には、オンライン会議システムによる出席をした委員の数を含める。</p> <p>ウ 表決の際の出席委員の数には、オンライン会議システムによる出席をした委員を含める。</p> <p>エ 除斥の際に委員会の同意があったときの会議への出席及び公述人の公聴会への出席にオンライン会議システムによる出席を含める。</p> <p>② 会議規則改正の概要</p> <p>ア 欠席の届出が必要な場合、オンライン会議システム</p>

		<p>による出席の許可を得た委員がその出席をすることができないときを含める。</p> <p>イ 定足数にオンライン会議システムによる出席をした委員を含める。</p> <p>ウ 定足数を欠くに至るおそれがある場合に委員に出席を求めるときの出席にオンライン会議システムによる出席を含める。</p> <p>エ オンライン会議システムを活用した委員会で正副委員長互選を行う場合については、議長が別に定める方法による。</p> <p>オ オンライン会議システムによる出席をした委員は不在委員とせず、表決に加わることができる。</p> <p>カ オンライン会議システムを活用した委員会の表決は、挙手によることを基本とし、挙手者の多少を認定し難いとき等における挙手によらない表決については、議長が別に定める方法による。</p> <p>(3) オンライン会議の運営内容について</p> <p>① オンライン委員会開催までの流れ</p> <p>始めに委員長がオンライン委員会とするかの意向確認を行った後、各委員と、必要に応じ、主に庁舎が離れている部署の執行機関にオンライン参加の希望を確認し、参加希望者に対して、Z o o mのIDとパスワードを連絡する。その後、会議開催予定時刻の10分前までに、オンライン出席者の接続・音声状況確認を実施して、会議に入る。</p> <p>② 通信環境について</p> <p>オンラインでの参加者は、事前に安定した通信環境のもと、機器の充電を十分に行って会議参加の準備を行っておく。会議開催予定時刻の10分前にオンライン出席者の接続確認を行い、接続確認ができない場合は、事務局より携帯電話に架電する。</p> <p>通信環境や使用器具の不具合等により、委員のオンライン会議出席が明確でないときは、委員長は休憩を宣言し、復旧を待って会議を再開することを基本とする。ただし、速やかな復旧が難しい場合は、会議に諮って議事を進めることができる、また、通信の不具合により定足数が欠く状態となった場合は、委員会室から出席している委員長が休憩を宣言する。</p> <p>③ 映像・音声について</p> <p>ア 常にはっきりと委員本人であると認識できる状態を保ち、会議中にZ o o mを起動しているタブレット端</p>
--	--	---

		<p>末でZ o o m以外の機能(S i d e B o o k s等)を使用する場合は、映像が中断されることがないように、会議が始まる前に画面を2分割する方法で起動しておく。</p> <p>イ 文字や肖像権侵害に当たるおそれがあるものの映り込みを防止するため、背景は、ぼかし機能の使用を推奨し、必要に応じて委員長から背景の変更を指示する。</p> <p>ウ マイクについては、委員長に発言の許可を求める場合を除き、ミュートとし、必要に応じて事務局職員の操作によりミュートにできる。</p> <p>④ 採決について 簡易採決または挙手による採決を基本とし、付託議案や請願等を行うときは挙手により行う。なお、態度に疑義がある場合は、委員長は口頭で該当委員に賛否を確認する。また、Z o o mの「手を挙げる」機能は使用せず、映像ではっきりと確認できるよう委員本人が挙手をする。</p> <p>⑤ その他 ア 服装は委員会室出席時と同様とし、Z o o mの名前は氏名(漢字表記)とする。 イ 感染拡大防止のため、傍聴を希望する議員は、可能な限りインターネット中継を視聴する。 ウ 離席、早退をするときは、オンライン会議システム上で音声又はチャット機能によって、議事進行を務める者にその旨を伝える。また、除斥となる委員がいる場合は、該当の区分の間、Z o o mの「待機室」に移動する。なお、「待機室」への移動及びミーティングルームへの再入室については、事務局職員の操作により行う。</p> <p>(4) オンライン会議に係る映像配信について オンライン会議システムで映像配信においては、執行部負担で有料版のZ o o mが使用されている。委員会中継などでは、配信・録画用ソフトウェアとして、休憩中の画像やテロップなどを表示させるために無料版のO B Sが使用されており、ライブ配信時は、無料版のY o u T u b eを使用している。また、録画映像配信では、本会議中継で使用しているものと同じD i s c u s s V i s i o n N e t(ディスカスビジョンネット)を使用している。</p> <p>(5) 運営上の課題点及び対策等について ① 機器等の事前準備</p>
--	--	---

		<p>回線トラブル等を想定し、開会予定時間よりも早い時間に疎通確認を行う必要がある。また、インターネット中継を開始した関係で事前準備と運用が複雑になっており、属人的な対応とならないよう、マニュアル整備等を行っている。しかし、大小のトラブルは依然毎回発生してしまっている状況である。</p> <p>② 正副委員長の互選等で投票を行う場合の対応 オンライン委員会において正副委員長の互選を行う場合は、「議長が別に定める」旨を規定しているものの、技術的な問題（匿名性を確保した上でなりすまし投票を防止する技術が必要）から実施に至っていない。なお、現時点では互選の際には全委員が現地に出席することになっている。</p> <p>③ 委員外議員の出席について 委員外議員が発言する場合には、「委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許可を決める」と会議規則で規定されているが、そのような場合に当該議員をZoomの「待機室」に入室させるのかなどについては、現時点では検討に至っていない。</p> <p>④ 執行部がオンライン参加する場合の会議室 執務室の不足により、会議室の都合がつかない場合、感染対策として「密」を避けるため、執行機関のオンライン参加が困難になっている。</p>
	委員会のまとめ	<p>柏市議会では、新型コロナウイルスの感染拡大により、総務省の通知を受けて、オンラインによる委員会を開催している。新型コロナウイルスの感染拡大を機に感染症のまん延防止や大規模な災害発生時など、議会運営の一部を現地招集で行うことができない場合でも会議が開催できるよう近年のICT技術を活用したオンライン会議システムを導入した議会運営・委員会を行っている。</p> <p>岩沼市議会の本会議においても、タブレット端末による新たな議会運用を始めた。言論の府としての議会活動を広く行うためにも、オンライン会議による委員会開催を検討し、積極的に活用していくべきと考える。</p>

II	調査地	千葉県白井市 人口 62,823人 面積 35.48km ² R5.1.31現在
	調査月日	令和5年1月27日（金）
	調査事件	予算・決算審査特別委員会の運営について

概要	<p>(1) 予算及び決算議会における日程及び審査の流れについて 予算議会、決算議会とも、委員会付託、特別委員会が設置され、正副委員長互選後に執行機関の各部所管分(市民環境経済部・都市建設部、福祉部・健康子ども部、教育部、総務部・企画財政部ほか)の審査を計4日間に分けて開催している。資料の確認や慎重審査の観点から、連日の審査とせず、1日以上のお休み日を設けた日程となっている。</p> <p>(2) 特別委員会の構成及び現行の運営体制に至った経緯について</p> <p>① 特別委員会の構成 特別委員会の構成は、議員定数21名(現在は20名)のうち、現行議員の半数となる10人以内とし、選出方法は各常任委員から3人及び議長または副議長が選出される。監査委員は、予算審査特別委員会は構成委員になることができるが、決算審査特別委員会は構成委員には選出されないこととしている。4年任期のうち2年で残りの半数の議員が交代する形で、議員全員が構成委員になる機会が与えられる。</p> <p>② 現行の運営体制に至った経緯 常任委員会の所管が分かれてしまい、関連する質疑が行えないなど、分割付託による審査への支障の声が上がり、令和3年4月に各常任委員会の正副委員長の連名で予算審査の進め方を検討する要望が出され、議会運営委員会で検討を経て、令和4年3月の当初予算審査から現行の運営体制となった。</p> <p>(3) 予算・決算審査の審査方法等について 令和元年までは、会期後に審査する日程を設けていたが、その後、会期中に設置・審査をする日程に変更し、審査内容ごとに4日間の日程で審査を行い、4日目の審査最終日の最後に全体を通しての財政面(歳入)に係る質疑を行い、各議案への討論、採決を行っている。</p> <p>(4) 現行の運営体制に係るメリット及びデメリットについて</p> <p>① メリットについて</p> <p>ア 特別委員会への付託により、分割付託による「議案一体の原則」への抵触が解消された。</p> <p>イ 会期中審査を行うことにより、審議内容を予算編成の審議に生かせる。</p> <p>ウ 決算審査と予算審査を同じ委員が審議することで、決算審査が予算編成にどのように生かされているのか、詳細に審査ができる。</p> <p>エ 審査資料の請求が早く行うことができるようにな</p>
----	---

		<p>り、資料の配布が早くできるようになった。</p> <p>② デメリットについて</p> <p>ア 当初予算審査について、半数の議員が審査できなくなった。</p> <p>イ 選出委員に会派構成による偏りが出てしまった。</p> <p>③ 課題点について</p> <p>補正予算は分割付託をどうするかという点、また、委員選出に係る会派構成のバランスについてどう対応するかなどの課題もある。</p>
	委員会のまとめ	<p>白井市議会では、過去の予算・決算審査特別委員会の審査の方法を踏まえて、新たな審査方法（所管ごとの一括審査）を実験的に実施してみようということになり、委員会付託から現行の議員を任期の前期2年と後期2年で半数ずつに分けて審査を行う形を試験的に取っている。試験的に行っており、慣れていない審査方法だったこともあり、メリットも感じたが、デメリットが多いように感じた。</p> <p>岩沼市議会においても、慎重審査や、審査意見を取りまとめるという観点では、連日の審査とせず、1日以上休会日を設けた日程とする会期の取組を試みてもよいのではないかと感じたが、全般的なメリット・デメリットを考えながら、今後もより良い方法を検討していく必要があると考える。</p>